

## 低圧電気取扱作業者に対する特別教育（開閉器操作限定）実施のご案内

事業主は、配電盤室、変電室等区画された場所に配置する低圧の回路のうち充電部分が露出している開閉器の操作業務に労働者を従事させる場合は、労働安全衛生法第59第3項に規定する危険業務に該当しますので、労働安全衛生法に規程する特別教育を受講しなければ就労させる事は出来ないことになっております。

(労働安全衛生法第59条第3項／労働安全衛生規則第36条第4号／安全衛生特別教育規程第6条)

当協会では、下記により特別教育を行います。

※「電気工事士」の資格を保持している場合でも、低圧電気取扱業務を行うには特別教育を  
修了する必要があります。

※特別教育の対象となる低圧電気とは、交流で600V以下、直流で750V以下の電圧をいいます。

### 記

- 日 時 2026年5月27日(水) 9:00～18:30
- 場 所 山武市「のぎくプラザ」 2階 視聴覚室  
山武市殿台290-1 0475-82-5222
- 講習内容 学 科 7時間  
①低圧の電気に関する基礎知識 ②低圧の電気設備に関する基礎知識  
③低圧用の安全作業用具に関する基礎知識 ④低圧の活線作業及び活線近接作業の方法  
⑤関係法令  
実 技 1時間  
充電部分の回路が露出した開閉器の操作（停電状態で実施）  
（配電盤・分電盤内のブレーカー操作）
- 受講料 会 員 12,500 円  
非会員 14,500 円  
受講料は 5月15日までに協会へご持参いただくか下記口座へお振込みください  
千葉銀行 東金支店 普通口座 (一社)東金労働基準協会
- 定 員 40名 2026年5月11日(月) 締切 定員になり次第締め切ります
- 申込方法 受講申込書に必要事項を記入の上、  
メール contact@toukikyo.com 又は FAX 0475-52-0104 でお申し込みください
- そ の 他 1.遅刻・早退は認められません（当日欠席扱い）  
2.駐車は山武市役所側「文化会館専用駐車場」をご利用ください  
3.講習終了後に「修了証」を交付いたします

以上